

## 9.4 史跡・文化財

### 9.4.1 現況調査

#### (1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.4-1 に示すとおりである。

表 9.4-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①文化財等の状況 ②埋蔵文化財包蔵地の状況 ③法令等による基準等	事業の実施に伴い計画地内の文化財等の現状変更及びその周辺の文化財等の損傷等、文化財等の周辺の環境の変化及び埋蔵文化財包蔵地の改変、計画地周辺の文化財等の保護・保全対策及び文化財等の回復の影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

#### (2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

#### (3) 調査方法

##### 1) 文化財等の状況

###### ア. 指定、登録等の文化財等

調査は、「国指定文化財等データベース」(文化庁)、「東京都文化財情報データベース」(東京都)、「千代田区の文化財」(千代田区) 等の既存資料の整理によった。

###### イ. 未指定、未登録等の文化財等

調査は、関係機関へのヒヤリングによった。

###### ウ. 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「東京都総合地盤図」(東京都) 等の既存資料の整理によった。

##### 2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

###### ア. 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査は、「東京都遺跡地図」(平成 21 年 2 月 東京都教育委員会)等の既存資料の整理によった。

###### イ. 周知されていない埋蔵文化財包蔵地

調査は、「地形図」(国土地理院)、「東京都総合地盤図」(東京都) 等の既存資料の整理によった。

##### 3) 法令等による基準等

調査は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、東京都文化財保護条例(昭和 51 年東京都条例第 25 号)、千代田区文化財保護条例(昭和 58 年条例第 26 号)等の法令等の整理によった。

## (4) 調査結果

## 1) 文化財等の状況

## ア. 指定、登録等の文化財等

計画地及びその周辺の指定（登録）文化財等は、表 9.4-2 に、その位置は、図 9.4-1 に示すとおりである。

計画地内には、指定（登録）文化財等は存在しない。計画地周辺には、国指定重要文化財として、「江戸城跡」（地点番号 4）、計画地の北側には、「旧江戸城田安門」（地点番号 3）、計画地の南東側には「旧江戸城清水門」（地点番号 2）、計画地の南側には「旧近衛師団司令部庁舎」（地点番号 1）等が存在する。

## イ. 未指定、未登録等の文化財等

計画地及び計画地周辺には、未指定、未登録等の文化財等は存在しない。

## ウ. 地形等の状況

地形等の状況は、「9.1 土壤 9.1.1 現況調査（4）調査結果 2) 地形、地質等の状況」(p. 47 参照) に、植生の状況は、「9.2 緑 9.2.1 現況調査（4）調査結果 1) 緑の状況 ア. 植生の状況」(p. 62 参照) に示したとおりである。

表 9.4-2 計画地及び周辺の指定（登録）文化財等（平成 29 年 10 月時点）

地点番号	種別	名称	住所	区分
1	国宝・重要文化財（建造物）	旧近衛師団司令部庁舎	千代田区北の丸公園	国指定
2	国宝・重要文化財（建造物）	旧江戸城清水門	千代田区北の丸公園	国指定
3	国宝・重要文化財（建造物）	旧江戸城田安門	千代田区北の丸公園	国指定
4	史跡名勝記念物（特別史跡）	江戸城跡	千代田区	国指定
5	史跡名勝記念物（天然記念物）	江戸城跡のヒカリゴケ生育地	千代田区北の丸公園 (位置は非公開)	国指定
6	旧跡	滝沢馬琴宅跡の井戸	千代田区九段北 1-5-7	都指定
7	旧跡	蕃書調所跡	千代田区九段南 1-6	都指定
8	有形民俗文化財	力石	千代田区九段北 1-14-21	千代田区指定
	有形民俗文化財	狛犬		千代田区指定

注) 地点番号は、図 9.4-1 に対応する。

出典：「国指定文化財等データベース」（平成 29 年 10 月 2 日参照 文化庁ホームページ）

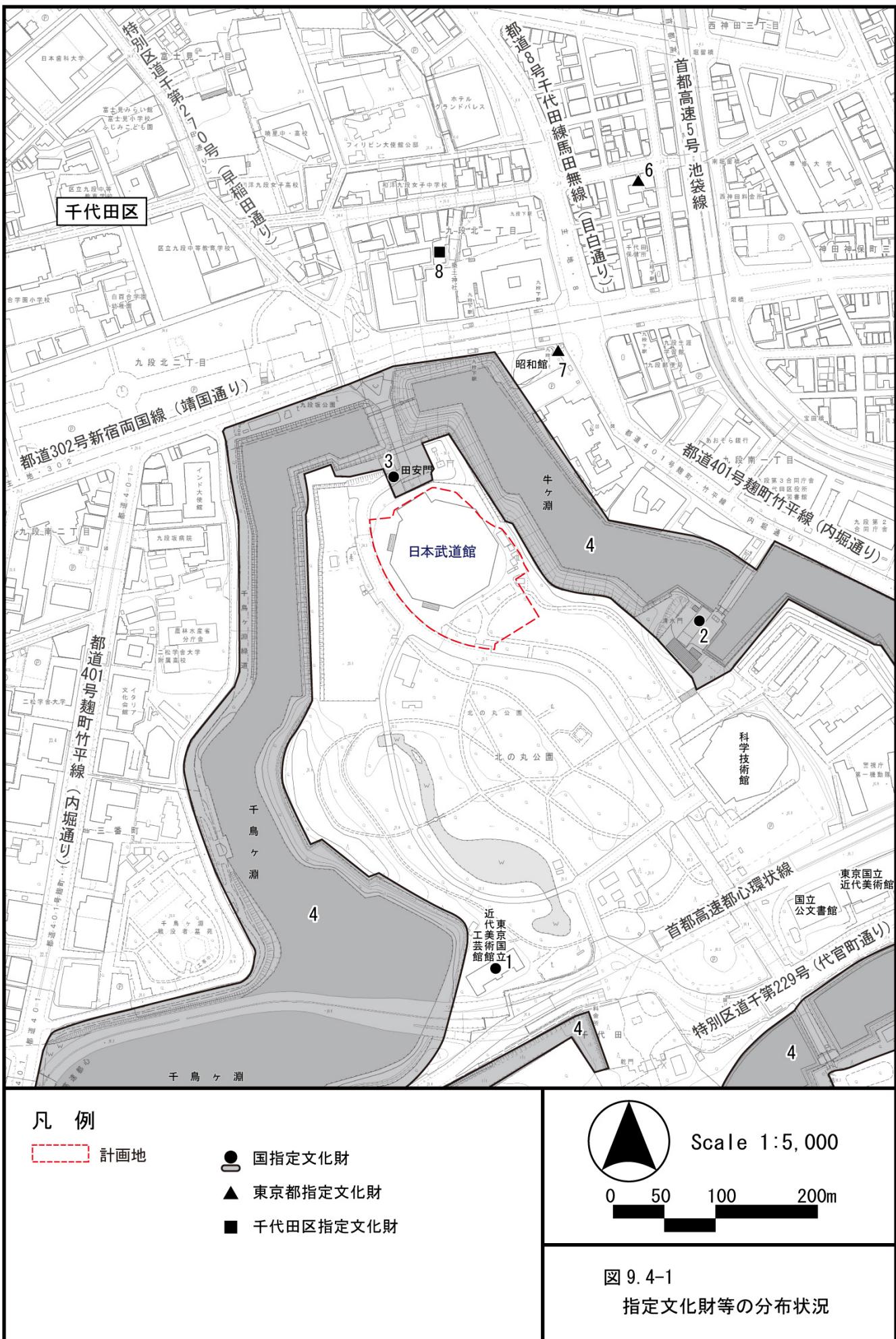
[http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index\\_pc.asp](http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp)

：「東京都文化財情報データベース」（平成 29 年 10 月 2 日参照 東京都教育庁地域教育支援部ホームページ）

<http://bunkazai.metro.tokyo.jp/index.html>

：「千代田区の文化財」（平成 29 年 10 月 2 日参照 千代田区ホームページ）

<http://hibiyal.jp/bunkazai/index.html>



## 2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

### ア. 周知の埋蔵文化財包蔵地

計画地及びその周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地は、表 9.4-3 に、その位置は、図 9.4-2 に示すとおりである。

計画地は、江戸城跡（地点番号 1）内に位置する。また、計画地の周辺では、南西側に三番町遺跡（地点番号 5）、北側に九段坂上貝塚（地点番号 6）、北東側に牛ヶ淵貝塚（地点番号 7）、東側に九段南一丁目遺跡（地点番号 9）が存在する。

### イ. 周知されていない埋蔵文化財包蔵地

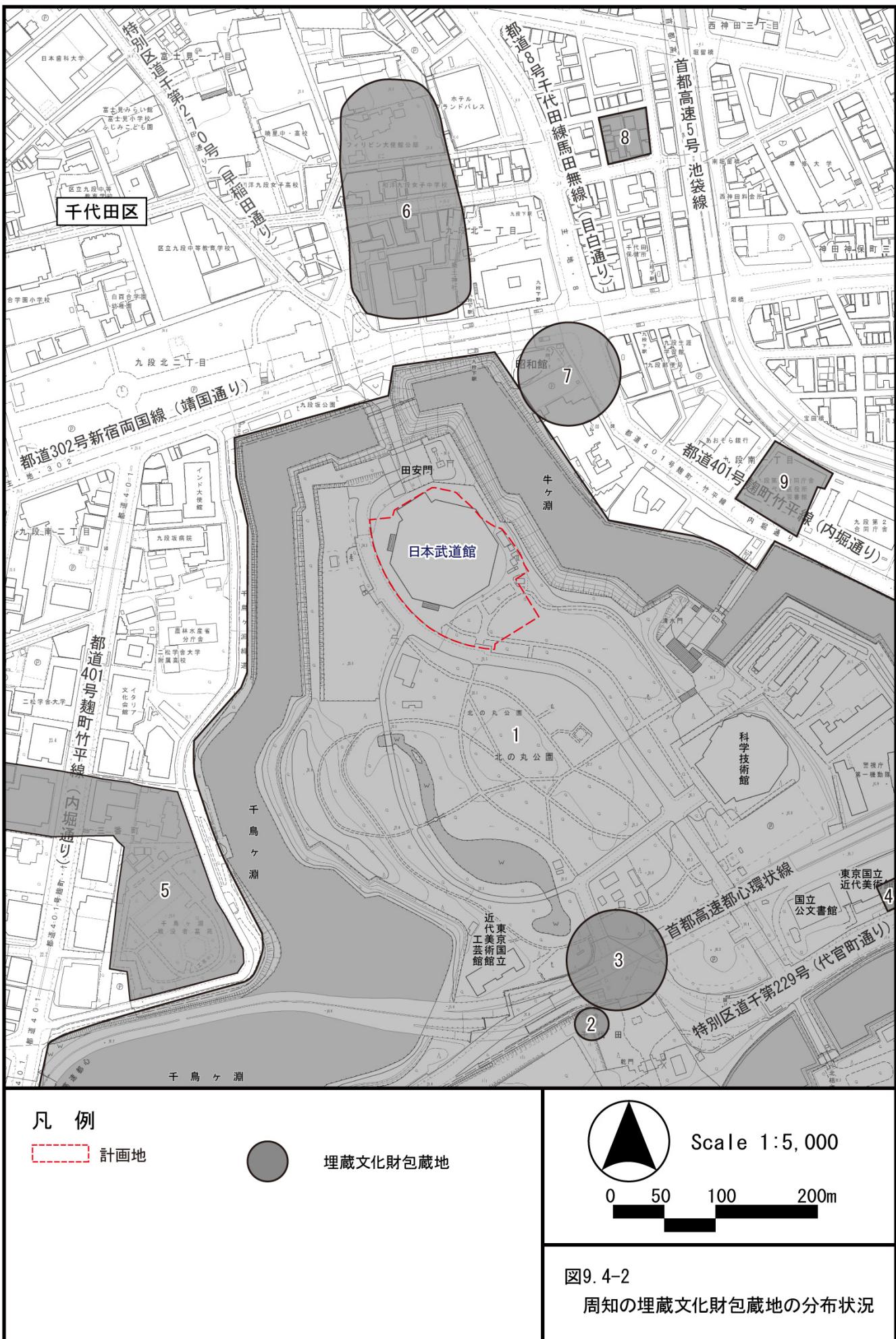
計画地内の埋蔵文化財の試掘調査を実施した結果、2か所で遺構を検出した。検出した遺構は、清水徳川家に関する建物と考えられる礎石建物（根石）及び近衛師団歩兵舎の煉瓦組建物基礎である。これらのことから、周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する範囲においても、埋蔵文化財が確認される可能性がある。

表 9.4-3 計画地及び周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

地点番号	遺跡名	所在地	遺跡の概要	時代
1	江戸城跡	千代田区千代田・皇居外苑・北の丸公園他	建物礎石 敷石遺構 圏状遺構 土留遺構 石組溝 暗渠 城門 城橋 天守台 櫓堀 石墨 石垣 地下室 井戸 上下水道	[近世]
2	千代田区 No. 38 遺跡	千代田区北の丸公園	上水木樋	[近世]
3	千代田区 No. 31 遺跡	千代田区北の丸公園	石積暗渠	[近世]
4	東京国立近代美術館遺跡	千代田区北の丸公園	[旧石器時代] 磯群 [縄文時代][弥生時代][古墳時代] 住居 [中世] 井戸 土坑群 地下式土坑 溝状遺構 堀 [近世] 井戸 石組遺	[旧石器時代][縄文時代(早期～後期)][弥生時代][古墳時代][中世][近世]
5	三番町遺跡	千代田区三番町	[縄文時代] 貝塚 ピット 住居址 [弥生時代] ピット 住居址 [近世] 土坑 溝 地下室 井戸 建物跡	[縄文時代(前期・後期)][弥生時代(後期)][近世][近代]
6	九段坂上貝塚	千代田区九段北一丁目	[弥生時代] V字溝 住居	[縄文時代(中期)][弥生時代][平安時代]
7	牛ヶ淵貝塚	千代田区九段南一丁目	—	[縄文時代(中期)][弥生時代][古墳時代][奈良時代][平安時代]
8	元飯田町遺跡	千代田区九段北一丁目	—	[近世]
9	九段南一丁目遺跡	千代田区九段南一丁目	[近世] 建物址	[近世]

出典：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（平成 29 年 10 月 3 日参照 東京都生涯学習情報ホームページ）

<http://www.syougai.metro.tokyo.jp/iseki0/iseki/index.htm>



### 3) 法令等による基準等

史跡・文化財に関する法令等については、表 9.4-4(1) 及び(2)に示すとおりである。

指定文化財については、文化財保護法、東京都文化財保護条例、千代田区文化財保護条例に基づき、文化財に関してその現状を変更し、また、その存在に影響を及ぼす行為をしようとするときには、教育委員会等への届出等を行い、必要な指示を受けなければならない。

埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき、「埋蔵文化財発掘届」を東京都教育委員会、千代田区教育委員会へ提出することが義務づけられている。また、工事の施行中に埋蔵文化財を発見した場合には、その現状を変更することなく、教育委員会等に遅滞なく報告し、適切な措置を講じる必要がある。

表 9.4-4(1) 史跡・文化財に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
文化財保護法 (昭和 25 年法律 第 214 号)	<p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)</p> <p>第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。</p> <p>(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)</p> <p>第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>(登録有形文化財の現状変更の届出等)</p> <p>第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。</p> <p>(現状変更等の制限及び原状回復の命令)</p> <p>第一百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>(現状変更等の届出等)</p> <p>第一百三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>

表 9.4-4(2) 史跡・文化財に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
東京都文化財 保護条例 (昭和 51 年条例 第 25 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で東京都(以下「都」という。)の区域内に存するもののうち、都にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて都民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第十四条 都指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>
千代田区文化財 保護条例 (昭和 58 年条例 第 26 号)	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、千代田区(以下「区」という。)の区域内に存する文化財が、郷土の歴史、文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な財産であり、かつ、広く全国的及び国際的に区民の誇りであることにかんがみ、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 98 条第 2 項の規定に基づき、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて郷土の文化の発展に貢献することを目的とする。</p> <p>(現状変更等の事前協議)</p> <p>第10条 所有者等及び事業者は、区指定文化財に關し、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届出をし、協議しなければならない。</p>

## 9.4.2 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 東京 2020 大会の会場事業計画地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度
- 2) 文化財等の周辺の環境の変化の程度
- 3) 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度
- 4) 東京 2020 大会の会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度
- 5) 文化財等の回復の程度

### (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前とした。

### (3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

### (4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の実施計画を基に、埋蔵文化財包蔵地及び文化財等の改変の程度を把握する方法によった。

### (5) 予測結果

#### 1) 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度

計画地周辺には、国指定重要文化財等が存在するが、計画地内には、指定（登録）文化財等は存在しないため、これらの文化財等の現状変更や損傷等が生じることはない。

#### 2) 文化財等の周辺の環境の変化の程度

本事業は、既設の本館の改修及び本館の隣接地に中道場棟を増築するものであり、計画地周辺の文化財等に影響を及ぼすような周辺環境の変化は生じない。

#### 3) 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、中道場棟の増築に伴い、改変されるおそれがある。そのため、埋蔵文化財包蔵地を改変する工事に先立ち、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じている。

なお、埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲においても、工事中に埋蔵文化財が確認される可能性がある。工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、都教育委員会、区教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処する計画としている。

#### 4) 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度

事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じない。工事の実施による振動については、低振動型建設機械の使用等により計画地周辺の振動の低減に努める計画としていることから、計画地周辺の文化財等に与える影響は小さいものと考える。

#### 5) 文化財等の回復の程度

事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じない。計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、中道場棟の増築に伴い、改変されるおそれがあるが、都教育委員会、区教育委員会との協議を行い、やむをえず遺跡を現状のまま保存できない場合には記録保存する計画としている。

### 9.4.3 ミティゲーション

#### (1) 工事の施行中

##### 1) 予測に反映した措置

- ・計画地内の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法、東京都文化財保護条例、千代田区文化財保護条例に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施して、検出された遺構や出土した遺物の記録及び保存を講じている。
- ・工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づき、適正に対処する。

### 9.4.4 評価

#### (1) 評価の指標

評価の指標は、「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、文化財保護法等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守することとした。

#### (2) 評価の結果

##### 1) 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度

計画地周辺には、国指定重要文化財等が存在するが、計画地内には、指定（登録）文化財等は存在しないため、これらの文化財等の現状変更や損傷等が生じることはないことから、評価の指標を満足するものと考える。

##### 2) 文化財等の周辺の環境の変化の程度

本事業は、既設の本館の改修及び本館の隣接地に中道場棟を増築するものであり、計画地周辺の文化財等に影響を及ぼすような周辺環境の変化は生じないことから、評価の指標を満足するものと考える。

##### 3) 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、中道場棟の増築に伴い、改変されるおそれがある。そのため、埋蔵文化財包蔵地を改変する工事に先立ち、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じている。

なお、埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲においても、工事中に埋蔵文化財が確認される可能性がある。工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、都教育委員会、区教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処する計画としている。

以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の確認及び保存に支障はなく、評価の指標を満足するものと考える。

##### 4) 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度

事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じない。工事の実施による振動については、低振動型建設機械の使用等により計画地周辺の振動の低減に努める計画としている。

以上のことから、事業計画地周辺の文化財等に与える影響は少なく、評価の指標を満足するものと考える。

##### 5) 文化財等の回復の程度

事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じない。計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、中道場棟の増築に伴い、改変されるおそれがあるが、都教育委員会、区教育委員会との協議を行い、やむをえず遺跡を現状のまま保存できない場合には記録保存する計画としていることから、評価の指標を満足するものと考える。

